無担保住宅ローン

一般社団法人 しんきん保証基金保証付

２０２６年8月3日現在

1．商品名	無担保住宅ローン
2．ご利用いただける方	・営業地区内に住所または居所、事業所を有する個人あるいは勤労に従事する方 ・満２０歳以上完済時満８１歳未満で、安定継続した収入のある方 ※パート・アルバイト、年金受給者の方も可、専業主フの方は不可 ・外国籍の方は（特別）永住権を取得していることが必要です ・（一社）しんきん保証基金の保証が受けられる方
3．資金使途	申込人またはその家族（配偶者・親・子・孫・兄弟）が居住する自宅の購入・新築・建替え・リフォーム・借換資金
4．お借入額	２,０００万円以下（１万円単位) ※住宅ローン借換えの場合は借換資金ならびに借換に伴う諸費用の範囲内
5．お借入金利	変動金利 ・当金庫で住宅ローンをご利用中の方　　２.４５％ ・当金庫で住宅ローンのご利用のない方　２.５５％ ※金利の変動幅の決定は毎年１０月１日(以下「基準日」)に行い、前回基準日における金利と現基準日における金利の差をもって、借入利率を引上げまたは引下げるものとします。 また、利率の適用はその年の１２月の約定返済日の翌日とします。
6．ご融資形式	証書貸付
7．お借入期間	３ヶ月以上２０年以内
8．ご返済方法	毎月の返済日に元利均等返済（６ヶ月以内の据置可能です） （融資金額の５０％の範囲内でボーナス返済併用も可能です）
9．担保	不要
10．保証人	原則不要ですが、保証会社が必要と認めた場合は、融資金額にかかわらず安定継続した収入のある連帯保証人をお願いいたします。
11．保証会社	一般社団法人 しんきん保証基金
12．ご用意いただく書類	【本人確認書類】 マイナンバーカードまたは運転免許証（運転経歴証明書） 【資金使途確認書類】 ・重要事項説明書、売買契約書、見積書　等、借換えの場合返済予定表　等 ・対象不動産の不動産登記簿謄本（土地・建物） 【年収確認書類】 源泉徴収票、公的所得証明　等 年金収入の確認には年金決定通知書、年金額改定通知書や、その他「前年の年金受給額」を証する書類が必要です。 【印鑑証明書】 連帯保証人をお願いした場合、連帯保証人の方の印鑑証明書（１ヶ月以内）が必要となります。 【外国籍の方】（特別）永住権の確認できる書類が必要となります。 在留カード、特別永住者証明書、特定在留カード、特定特別永住者証明書　等
13．手数料 （消費税込み金額を表示）	【住宅ローン期限前繰上返済（1 件につき）】 全額繰上返済：5,500 円 、一部繰上返済：5,500 円 、その他条件変更：5,500 円
14．保証料	保証料は金利に含まれています。
15．総合判定	審査の結果によっては、お申込をお断りする場合やご利用についてご希望に添えないこともございますのでご了承ください。
16．その他	お借入額が７００万円超となる場合は、当金庫の会員となっていただく必要があります。
17．苦情処理措置	【苦情処理措置】

大阪信用金庫

紛争解決措置	本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務部にお申し出ください。 ＜業務部＞　電話：０１２０－８８０－５６８（フリーダイヤル）９時～１７時 【紛争解決措置】 所定の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、ホームページまたは、営業店に配備されている「当金庫における苦情処理措置・紛争解決処理等の概要」に記載された受付機関にお申し出ください。 なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。
・ご融資利率、保証料、手数料等は金融情勢により変動する場合があります。 ・内容をご確認のうえ、無理のない返済計画をお立てください（ご返済額は当金庫の店頭やホームページで試算できます）。 ・詳しくは窓口でお問い合わせください。	

”

大阪信用金庫